

請願・陳情參考資料

平成 30 年 6 月 15 日

商工労働部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年-07 (H30.4.26)	商工労働	<p>パワハラ・セクハラ被害の防止と被害者救済策の確立を求める意見書の提出について</p> <p>足羽 佑太 (倉吉市)</p>	<p>〔国の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省では、セクハラ・マタハラについては、男女雇用機会均等法の規定に基づき「事業主が職場における言動に起因する問題に関する指針(※)」を定めている。また、パワハラについては、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめている。 ※「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する指針(セクハラ指針)」 ※「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する指針(マタハラ指針)」 <p>○パワハラに関する雇用実態調査(平成24、28年度)を実施し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、総合労働相談センターによる労働局雇用環境・均等室において、労働者と事業主とのパワハラ及び個別労働紛争に応じ、ほか、対策・措置を講じている。 ・鳥取男女差別の取扱い、セクハラに対する対応策をマタハラ等の対策として指導を行つパンフレットの作成・配布 ・パワーハラスメント対策に係る総合情報サイト「明るい職場応援団」開設(基本情報(裁判例等)、オンライン研修講座等) ・全都道府県でパワハラ対策支援セミナーの開催(全59回) ・パワーハラスメント対策専門家養成研修の開催(全国8都市、全11回開催) <p>〔鳥取県の取組〕</p> <p>労働者等に対するハラスメント防止のための普及啓発、情報発信及び職場環境改善に向けた助言、相談対応を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハラスメント防止のための普及啓発、情報提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画センター(よりん彩)等へ講師を派遣 <ol style="list-style-type: none"> (2) とつとも働き方改革支援センター、社会保険労務士を企業に派遣し、法制度の周知や働き方改革の取組事例等の紹介など、普及啓発を実施 (3) 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)事業所から申込みによりハラスメントなどの社内研修へ講師を派遣

- 2 (1) 助言、相談支援センター（よりん彩）
男女共同参画センターの実現を阻害する要因となっている問題
に携共通参画を受け、労働局や「みなくる」等の関係機関と連
- (2) 改革支援センターを起きたための社内体制
働き方改革の実現を目的とした規制の相談、対応を受ける
労働の相談へ向けて相談窓口を設立。セクハラからハラスメントを防ぐための社内体制を構築する。
（3）労働者に対する就業整備のための規制、対応を実施。
就業規則の変更、労働時間の変更、賃金の変更等の相談件数は年間平均で3,434件。
（4）人権尊重の社会実現をめざす相談窓口「人権相談ネットワーク」を構築。
人権の相談窓口は年間平均で518件。
（5）労使ネットワークと連携し、労働者と事業主の紛争について斡旋等により解決を図る。

【参考】県職員等に対するハラスメント対応

- 〔知事部〕
・平成22年2月に「鳥取県ハラスメント防止要綱」を策定。
・職員の意識研修会を開催して、ハラスメント防止等の取り組みの実施を促進する。
〔人事部〕
・平成22年2月に「鳥取県ハラスメント防止要綱」を策定。
・職員の意識研修会を開催して、ハラスメント防止等の取り組みの実施を促進する。
〔教育部〕
・平成22年2月に「鳥取県ハラスメント防止要綱」を策定。
・職員の意識研修会を開催して、ハラスメント防止等の取り組みの実施を促進する。
〔保健部〕
・平成22年2月に「鳥取県ハラスメント防止要綱」を策定。
・職員の意識研修会を開催して、ハラスメント防止等の取り組みの実施を促進する。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年-14 (H30. 6.14)	商工労働	<p>「共同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出について</p> <p>日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団 大谷 信一</p>	<p>【「協働労働の協同組合法（仮称）」の制定について】</p> <p>「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」とは「出資・経営・労働を一体化した協同労働を行う組織」に法人格を整備するため、労働者協同組合、NPOなどで働く労働者の働き方にふさわしい法律として関係団体が法整備を求めている。</p> <p>〔国の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年2月：「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」が設立。超党派の衆参両議員が197名参加。 ○平成21年6月：衆議院法制局が作成した「労働協同組合法案（仮称）の概要」が公表された。 <p>〔意見書採択の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議では、それぞれの地域の議会へ向けて「『協同労働の協同組合法』の早期制定を求める意見書」を請願する活動を行っている。 ○現在の採択状況（平成30年4月3日付） <p>914議会 都道府県議会：33都道府県 市区町村議会：881市区町村 うち鳥取県内は15市町村で採択</p> <p>〔労働者協同組合（ワーカーズコープ）〕</p> <p>鳥取県内では3か所（鳥取・倉吉・米子）に事務所があり、県内自治体からの受託や補助の実績がある。 ※法人格のない任意団体とは別に「企業組合労協センター事業団」と「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」の2つの法人格を取得して活動。</p> <p><県が関わっている事業（いざれもNPO法人）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部4町被保護者就労準備支援事業 ・中部4町生活困窮者就労準備支援事業 ・低所得者に係る中間的就労支援推進事業 ・とつとり子ども未来サポートネットワーク事業 ・子どもの居場所づくり事業寺子屋みらい（鳥取市、八頭町）

正 誤 表

3頁（30年—14関係） 「件名及び提出者」欄

誤	正
「共同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出について	「 <u>協同労働の協同組合法（仮称）</u> 」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出について